

納税通知書（1枚目）の見方

令和5年度 市民税・府民税 納税通知書兼税額決定(充当)通知書

お問い合わせ先

この通知書に関するお問い合わせ先の市税事務所を記載しています。お問い合わせの際は、「**①** 台帳番号」をお伝えください。なお、通知書送付直後は、お電話・窓口が大変混み合い、お待たせすることがございますが、ご了承願います。

課税区	台帳番号	区分
	①	

この通知書で納める税額(普通徴収税額)の各納期の納付額及び納期限

期別	税額(⑭)	充当額(⑯)	差引納付額(⑭-⑯)	納期限
第1期	円	円	円	令和5年6月30日
第2期	円	円	円	令和5年8月31日
第3期	円	円	円	令和5年10月31日
第4期	円	円	円	令和5年1月31日

上記の普通徴収税額(差引納付額)は、ご指定の金融機関口座から、各納期限の日引き落とします。

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	振替方法

公的年金から差し引く税額(特別徴収税額)の徴収月及び徴収額

徴収月	税額	変更前税額	差引増減額
5年4月	円	円	円
5年6月	円	円	円
5年8月	円	円	円
5年10月	円	円	円
5年12月	円	円	円
6年2月	円	円	円

上記の特別徴収税額のうち、令和5年10月以降の税額は次の公的年金から徴収します。

公的年金の種類	公的年金の支払者	支払者の法人番号

令和6年度の税額として公的年金から差し引く税額(仮特別徴収税額)の徴収月及び徴収額

徴収月	税額	あなたも引き継ぎ公的年金の支払を受ける場合は、上記の公的年金の支払者が左記の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。 ※前年度の公的年金等に係る税額の2分の1を、3回に分けて徴収することとなります。
6年4月	円	
6年6月	円	
6年8月	円	

- ア** お問い合わせ先
この通知書に関するお問い合わせ先の市税事務所を記載しています。お問い合わせの際は、「**①** 台帳番号」をお伝えください。なお、通知書送付直後は、お電話・窓口が大変混み合い、お待たせすることがございますが、ご了承願います。
- ①** 台帳番号
お問い合わせの際に、必要となる番号です。

- ⑭** この通知書で納める税額(普通徴収税額)の各納期の納付額及び納期限
同封の納付書等により納付していただく各納期の税額を記載しています。必ず、納期限までに納付してください。給与や公的年金から差し引かれる(特別徴収)税額がある場合は、その税額を除いて記載しています。
- ⑮** 公的年金から差し引く税額の徴収月・徴収額と差し引く公的年金の種類
公的年金から差し引かれる(特別徴収)税額およびその公的年金の種類、支払者、支払者の法人番号を記載しています。

課税明細書（3枚目）の見方

令和5年度 市民税・府民税課税明細書(その2)

課税区	台帳番号	区分

市民税・府民税の内訳

	市民税	府民税	合計
算出所得割額の合計 ①	円	円	円
調整控除額 ②	円	円	円
配当控除額 ③	円	円	円
住宅借入金等特別税額控除額 ④	円	円	円
寄附金税額控除額 ⑤	円	円	円
外国税額控除額等 ⑥	円	円	円
配当割額・株式等譲渡所得割額控除額 ⑦	円	円	円
差引所得割額(①-⑧)	円	円	円
均等割額 ⑩	円	円	円
年税額(⑨+⑩) ⑪	円	円	円

寄附金税額控除額(⑤)の算出の基礎となる寄附金の額

区分	金額
都道府県・市区町村(特例控除対象)	円
日本赤十字社・共同募金会・都道府県・市区町村(上記以外)	円
条例により大阪府指定	円
指定されたもの大阪府指定	円

- ⑫** 市民税・府民税の内訳
令和5年度の税額(総額)を「年税額⑪」欄に記載しています。
- ⑬** 市民税・府民税の徴収方法とその徴収税額
年税額について、徴収(納付)方法別の税額を記載しています。なお、所得の種類により徴収(納付)方法が異なりますが、徴収(納付)方法の違いにより税額(総額)が増減することはありません。

所得の種類	徴収(納付)方法
給与所得がある方	毎月の給与から差し引きされる税額を⑫欄に記載しています。
公的年金等の所得がある方 (令和5年4月1日現在65歳以上の方のみ)	公的年金から差し引きされる税額を⑬欄に記載しています。
給与・公的年金等以外の所得がある方等	この納税通知書に基づき、納付書または口座振替・自動払込により納付していただく税額を⑭欄に記載しています。

合計税額の明細

	金額
年税額 ⑪	円
⑪のうち給与から差し引く税額(特別徴収税額) ⑫	円
⑪のうち公的年金から差し引く税額(特別徴収税額) ⑬	円
うち仮特別徴収税額(令和5年4月～令和5年8月分)	円
うち本特別徴収税額(令和5年10月～令和6年2月分)	円
⑪のうち普通徴収税額(⑪-⑫-⑬) ⑭	円

配当割額・株式等譲渡所得割額(⑦)に関する明細

	金額
⑦のうち所得割から控除しきれなかった額 ⑮	円
⑮のうち普通徴収税額(⑭)に充当する額 ⑯	円

この通知書によって還付する額

還付する額	金額
	円

課税明細書（2枚目）の見方

令和5年度 市民税・府民税課税明細書(その1)

課税区	台帳番号	区分

所得金額、課税標準額及び算出所得割額の内訳

所得区分	所得金額	各種損失の繰越控除額	扶養親族・同一生計配偶者・本人該当の区分	所得控除の内訳
総合課税の所得金額	円	円	円	円
分離課税の所得金額	円	円	円	円
合計所得金額	円	円	円	円
課税標準額(課税所得金額)	円	円	円	円
算出所得割額	円	円	円	円
市民税	円	円	円	円
府民税	円	円	円	円

- ①** 所得金額
前年中(令和4年中)の各所得金額の内訳を記載しています。なお、総合課税の所得金額「小計」欄から「退職」欄までの合計額が「合計所得金額」です。
- ②** 各種損失の繰越控除額
平成31(令和元)・2・3年分の各種損失の繰越控除額を記載しています。
- ③** 扶養親族等や本人該当項目の内訳
扶養親族等が該当する区分と人数および本人が該当する区分(*)を記載しています。
- ④** 所得控除の内訳
所得金額から差し引く所得控除額を記載しています。
- ⑤** 課税標準額
所得金額から、特別控除額・各種損失の繰越控除額・所得控除額を差し引いた税額決定の基礎となる額(1,000円未満の端数切捨て)を記載しています。
- ⑥** 算出所得割額
各課税標準額に応じた税率を乗じて算出した所得割額を記載しています。

個人市・府民税の公的年金からの差し引き(特別徴収)について(65歳以上の方)

- 新たに公的年金から差し引かれる方
公的年金からの特別徴収が開始される年度は、公的年金等にかかる個人市・府民税額の2分の1に相当する額を普通徴収(第1期・第2期)の方法で納めていただき、残りの税額を10月・12月・翌年2月に支給される公的年金から差し引きます。

納付方法	普通徴収		特別徴収(本徴収)		
	1期(6月)	2期(8月)	10月	12月	翌年2月
公的年金等の所得に対する税額	年税額の1/4	同左	年税額の1/6	同左	同左

- 前年度に引き続き公的年金から差し引かれる方
令和4年度の公的年金等にかかる税額の2分の1に相当する額を3回に分けて、令和5年4月・6月・8月に支給される公的年金から差し引きます(以下、「仮特別徴収」といいます。)。令和5年10月・12月・令和6年2月に差し引かれる税額は、令和5年度の公的年金等にかかる個人市・府民税額から仮特別徴収された額を控除した残額となります。

納付方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
公的年金等の所得に対する税額	前年度の年税額の1/6	同左	同左	年税額から仮徴収税額を控除した残額の1/3	同左	同左

- 公的年金からの特別徴収の停止について
本通知で、公的年金から特別徴収する税額をお知らせしている方であっても、大阪府外に転出された場合や、特別徴収される税額の変更などがあった場合は、特別徴収が行えなくなるため、改めて納付いただく税額等を記載した納税通知書を送付します。

- 【公的年金からの特別徴収が停止される事由】
- 年の途中で他市町村へ転出した場合(転出時期によって特別徴収を継続する場合があります)
 - 公的年金の支給停止等により、公的年金からの特別徴収が行えなくなった場合
 - 公的年金からの特別徴収税額に変更があった場合(変更時期によって特別徴収を継続する場合があります)